

議案第120号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

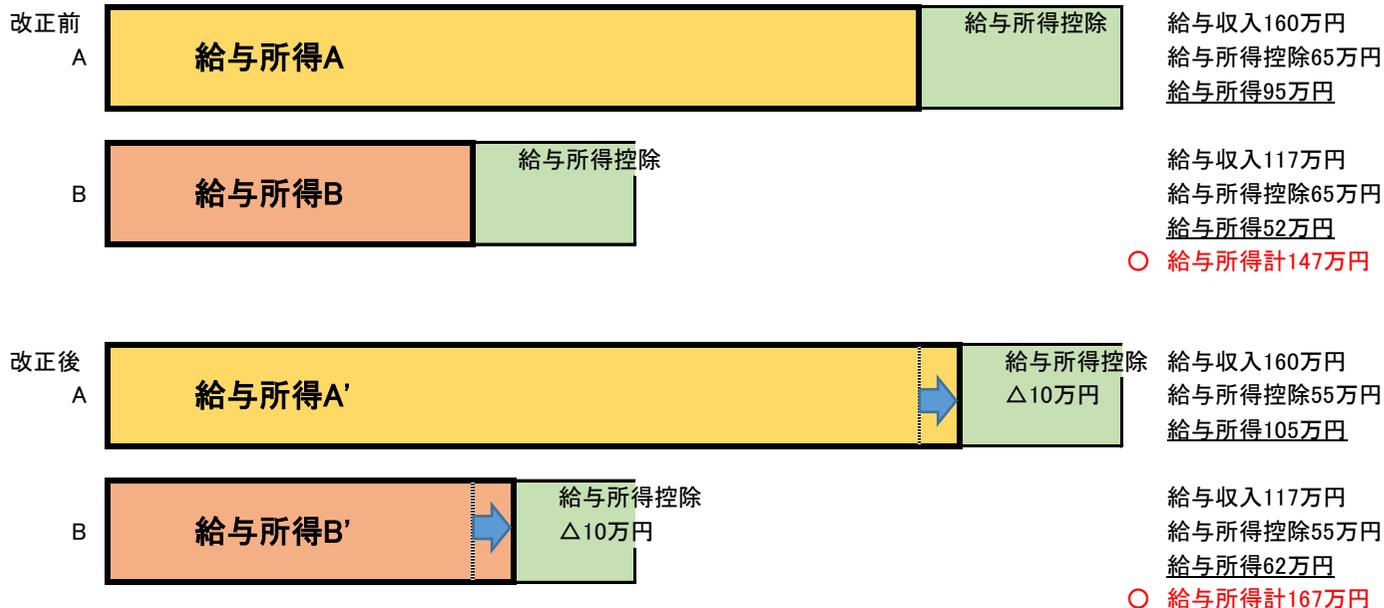
税制改正により、給与所得と年金所得のある者に適用される給与所得控除と公的年金控除の一部(10万円)をすべての者に適用される基礎控除に振り替える見直しが行われた。

これにより、国民健康保険税において一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、税制改正後、本人の担税力に変化がない場合でも保険税軽減措置に該当しなくなる場合があることから、その影響を遮断するため、軽減判定基準において軽減判定所得の算定時における基礎控除相当分の基準額を43万円に引き上げるとともに、10万円に、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の合計数から1を減じた数を乗じて得た額を加える改正を行うもの。

	現行	改正後(上段は給与所得者等が2人以上の場合。下段はそれ以外の場合)
7割軽減基準額	基礎控除額(33万円)	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 基礎控除額(43万円)
5割軽減基準額	基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × (被保険者数)	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × (被保険者数) 基礎控除額(43万円) + 28.5万円 × (被保険者数)
2割軽減基準額	基礎控除額(33万円) + 52万円 × (被保険者数)	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × (被保険者数) 基礎控除額(43万円) + 52万円 × (被保険者数)

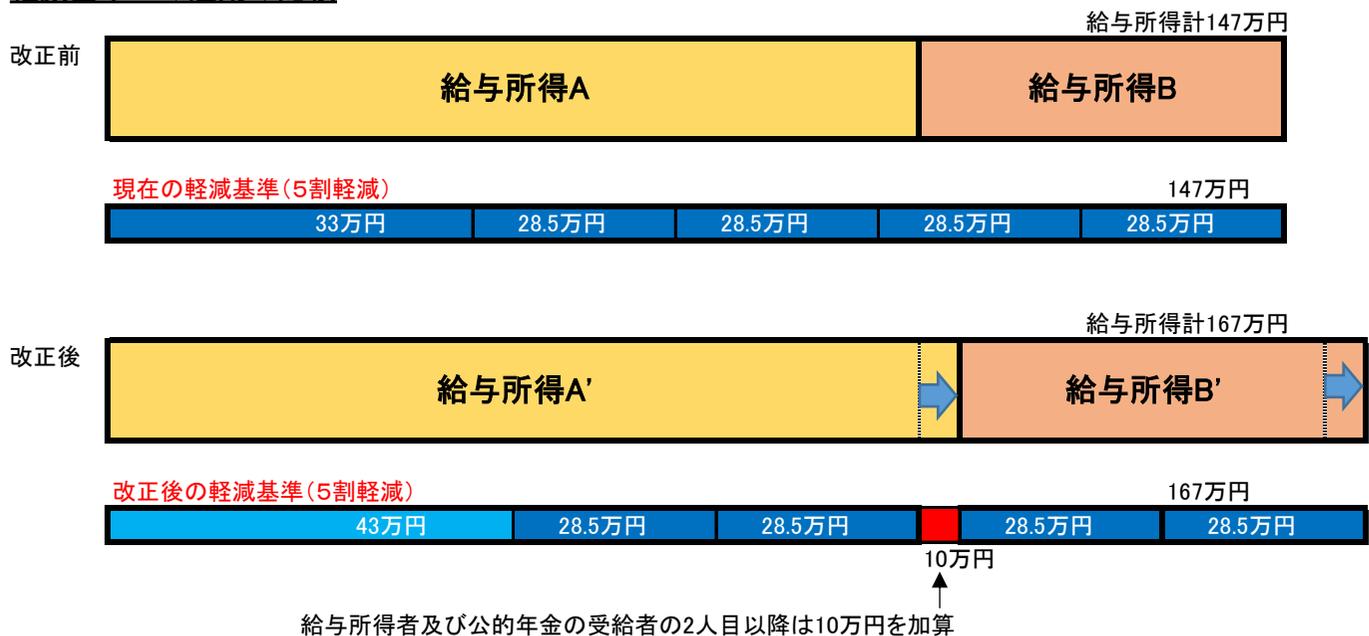
※ 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者：給与収入55万円超。公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上)

計算例 例) 現行制度で5割軽減に該当する4人世帯で、うち2人(A、B)に給与所得がある場合  
**所得の比較**



改正後は、給与所得控除がそれぞれ10万円減額となるので、給与所得A、Bがそれぞれ10万円増額（給与所得A'、B'）。軽減判定に用いる基準は、改正前は、「給与所得A + 給与所得B」、改正後は「給与所得A' + 給与所得B'」を用いる。よって、この世帯の軽減判定に用いる所得は20万円増額となる。

**軽減基準への適用の比較**



軽減判定基準の基礎部分に10万円が加算（33万円→43万円）されるが、給与所得の世帯員が2人以上いると、世帯の給与所得が20万円以上増額となり、軽減判定の基準額を超えてしまう。このような場合に軽減判定から外れることを避けるため、給与所得者及び公的年金受給者の人数から1を引いた人数に10万円を乗じた額を軽減判定所得に加算。